

## 国民健康保険税の減免基準

### 1 目的

青森市市税条例（平成17年青森市条例第62号。以下「条例」という。）第182条に規定する国民健康保険税（以下「保険税」という。）の減免については、この基準の定めるところによる。

### 2 減免の対象

次の（1）から（3）のいずれかに該当する者で、かつ、納税が困難になったと認められるときは、別表の基準により保険税を減免する。

#### （1）条例第182条第1項第1号に該当する者

火災、風水害、震災及び落雷等の災害により、家屋及び家財道具等に損害を受けた者で著しく資力を喪失した者

#### （2）条例第182条第1項第2号に該当する者

生活保護法の規定による保護等の公的扶助を受けている者

#### （3）条例第182条第1項第3号に該当する者

前記（1）及び（2）に掲げる者を除く特別な理由により納税が困難と認められる者で、以下のいずれかに該当する者

ア 失業、倒産、営業不振又は休業等の理由により所得が著しく減少した者

イ 債務返済又は病気により多額の出費のため生活が困窮している者

ウ 破産手続開始の決定を受けた者

エ 債務返済のため不動産を処分した者

オ 国民健康保険法（昭和33年法律第192条）第59条の規定に該当する者

カ 前記（1）及び（2）に類する理由又はその他特別の事情があると認められる者

### 3 減免の判定及び決定通知

減免の判定にあたっては、調書を作成し、減免の適否を決定するとともに、速やかに申請者へ通知する。また、不承認の場合は、その理由を明記するものとする。

### 4 その他

減免に関する様式は別に定める。

## 附 則

### （施行期日）

- 1 この基準は、平成30年7月3日から施行し、平成30年度分の国民健康保険税に係る申請から適用する。

（青森市国民健康保険税の減免事務処理要領の廃止）

- 2 青森市国民健康保険税の減免事務処理要領は廃止する。

## 別表

	減免の適用条件	減免の基準			
(1)	家屋又は家財について生じた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。）がその家屋又は家財の価格の10分の3以上の額である場合（前年中の合計所得金額が1,000万円を超える場合を除く。）	所得割額（以下「応能割額」という。）及び均等割額、平等割額（以下「応益割額」という。）のうち、災害を受けた日以後に納期の末日の到来するもの			
		減免の割合			
		損害の程度	3/10以上 5/10未満	5/10以上	
		前年中の合計所得金額			
		500万円以下	2分の1	全部	
	750万円以下	4分の1	2分の1		
	750万円を超えるとき	8分の1	4分の1		
(2)	生活保護法の規定による保護等の公的扶助を受けている場合	応能割額及び応益割額のうち、減免申請書提出日以後に納期の末日の到来する税額に相当する額を減免する。			
(3)	失業、倒産、営業不振又は休業等の理由により、当該年中の所得見込額が前年に比べ10分の3以上減少した場合（前年中の合計所得金額が1,000万円を超える場合を除く。）	応能割額のうち、減免申請書提出日以後に納期の末日の到来する税額について、次の算式によって算定した額を減免する。 減免額＝応能割額×減免の割合×対象者加入月/12×減免対象額/課税額			
		前年中の合計所得金額	減免の割合		
			500万円以下	750万円以下	750万円を超えるとき
		所得減少率			
		3割以上4割未満	10分の3	4分の	8分の
		4割以上5割未満	10分の4	1	1
		5割以上6割未満	10分の5	2分の1	4分の1
		6割以上7割未満	10分の6		
		7割以上8割未満	10分の7		
		8割以上9割未満	10分の8		
9割以上10割未満	10分の9				
10割	10分の10				

イ	<p>当該年中の所得見込額から債務返済（住宅、車、教育、事業資金での債務返済は除く。）又は病気による出費（各種保険、高額療養費等で補てんされるべき金額は除く。）を控除した額を前年と比較し、10分の3以上の減少がある場合（前年中の合計所得金額が1,000万円を超えるものを除く。）</p>	<p>（3）アの基準を適用する。</p>
ウ	<p>破産手続開始の決定を受けた者で、免責許可決定前である場合</p>	<p>応能割額のうち、減免申請書提出日以後に納期の末日の到来する税額に相当する額を減免する。</p>
エ	<p>債務返済のため不動産を処分した者で、譲渡益（債務返済額を除く。）を含む合計所得金額が1,000万円以下である場合</p>	<p>応能割額のうち、減免申請書提出日以後に納期の末日の到来する税額について、次の算式によって算定した額を減免する。</p> $\text{減免額} = \text{課税額} - \{ (\text{賦課基準額} - \text{債務返済額}) \times \text{所得割率} + \text{応益割額} \}$
オ	<p>国民健康保険法第59条の給付制限を受けた場合</p>	<p>応能割額及び応益割額のうち、当該事由が生じた日に属する月から当該事由の消滅した日の属する月の前月分までの税額に相当する額を減免する。</p>
カ	<p>前各号に類する理由又はその他特別の事情があると認められる場合</p>	<p>その都度、市長が定める額</p>